

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要

外来生物法（平成17年6月施行）の適正な執行はもとより、生物多様性条約第10回締約国会議で決議された愛知目標（※）の達成に向け、以下の事業を実施する。

（※）愛知目標 個別目標9：2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

（1）特定外来生物等の選定及び調査

- ①特定外来生物の追加指定の検討に向け、情報を収集し、専門家会合等を開催。
- ②特に警戒すべき特定外来生物の分布状況についてモニタリング調査を実施。

（2）愛知目標達成のための外来種対策強化に係る調査・検討

- ①2020年までの中期的な総合戦略である「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定し、防除における優先度の考え方や国・地方公共団体等の役割分担などについて整理する。
- ②生態系等に被害を及ぼす外来種ではあるものの、外来生物法の規制になじまないものをリストアップし、対策の方向性等を示す「侵略的外来種リスト（仮称）」を作成。
- ③輸入品等に付着して非意図的に導入される外来種について、非意図的導入のおそれが高い貨物の品目・地域・経路等の現状を把握する。また、貨物に付着した外来種を取り除くための消毒基準やガイドライン等を策定するとともに、制度・体制面の整備を進める。

2. 事業計画

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特定外来生物等の選定及び調査		→							
愛知目標達成のための調査検討	侵略的外来種リスト及び行動計画に係る検討	策定・公表			→				
	非意図的導入対策に係る調査・検討				経路等現状把握	→			
					体制の検討、消毒基準等整備	→			
					運用開始・適宜見直し		→		

3. 施策の効果

外来種被害防止行動計画（仮称）の策定により、優先度を踏まえた効果的・効率的な防除や各主体の広域的な連携による防除の推進に資する。

侵略的外来種リスト（仮称）の作成は、各主体に注意を喚起し、外来種全般の適切な取扱いの推進に資する。

非意図的な導入への対策については、侵入経路に係る監視体制等を強化するとともに、消毒基準等を整備することで、国内への特定外来生物等の導入の効果的・効率的な防止に資する。

これらにより、愛知目標が掲げる「優先度の高い種の制御、根絶」「侵略的外来種の特定」、「防除の優先順位付け」、「定着経路の管理」についての取組が強化される。

愛知目標(個別目標9)の達成

